

議案第 34 号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 総合住民情報システム サーバ機器等（更新） |
| 2 | 財産の種類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | 総合住民情報システムに係るサーバ機器等一式 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 金 30,564,000 円 |
| 6 | 契約の相手先 | 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号
トーテックアメニティ株式会社
代表取締役社長 坂井 幸治 |
| 7 | 納 期 | 平成 30 年 10 月 31 日まで |

平成 30 年 2 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、総合住民情報システムに係るサーバ機器等更新のため必要があるからである。

